

厚生労働大臣
川崎二郎 殿

日本霊長類学会会長
山極 壽一

ケタミンの麻薬指定についての要望

この度のケタミンの麻薬指定につきましては、当学会としても、その社会的必要性を十分に理解いたします。しかし当学会の会員には、研究および野生生物の保護管理の目的でケタミンを用いている者が数多くおり、麻薬指定によってケタミンの利用にはなほだしい制限が加わることを強く危惧しています。とくにワシントン条約でも保護されているニホンザルを野外で捕獲する場合、できる限り危険性の低い薬品を使わなくてはなりません。この点ケタミンは、他の麻酔薬に比べると安全域が広く、呼吸障害なども少ない最適の麻酔薬です。またケタミンは、静脈注射や吸入麻酔が必要な他の薬品と異なり、筋肉注射により効果が得られるため、野外での使用にはとくに有用です。

ケタミンが麻薬指定されると、野外での麻酔による捕獲作業がきわめて困難になります。それにより、麻酔捕獲による種々の計測、マーキング、発信器の装着などが難しくなり、研究活動だけでなくニホンザルによる農作物被害の防止対策にも大きな影響が出てきます。麻薬研究者の認可をとって使用することはできるかもしれませんが、この認可は現在都道府県レベルで行われており、日本各地で広く行う研究や保護管理には現実的ではありません。

また、今回の措置にともない、ケタミン自体の生産、あるいはケタミンの高濃度薬液の生産が中止されるとの情報があります。大型霊長類を対象とする研究では、1回注射液量を減らすために高濃度薬液が必要となります。とくに、限られたチャンスに吹き矢などを用いて行う野外での麻酔作業は、高濃度薬液なしでは行えません。

これらの理由から、以下の点を要望いたします。

- 研究目的および野生動物の保護管理目的でのケタミンの使用については、野外での使用や都道府県の枠を超えた広域での使用の許可が得られるよう配慮すること。
- 研究目的および野生動物の保護管理目的でのケタミンの海外持ち出しについては、速やかに許可が下りるよう配慮すること。
- ケタミンの高濃度薬液の生産が継続されるよう、生産業者に指導を行うこと。

使用にあたっての規則の遵守や流出の防止については、学会としてもこれまで以上の注意を呼びかけてまいりますので、上記要望についてご考慮いただくよう、よろしく願いいたします。

本件についての問い合わせ先：

日本霊長類学会・理事（渉外・自然保護担当）

古市剛史

〒244-8539 横浜市戸塚区上倉田町

明治学院大学生物学研究室

Tel: 045-863-2120

Takeshi Furuichi